

資金決済に関する法律施行令について

第1 施行令の概要

1. 総則

(1) 第1条関係

この施行令における主な用語の定義を定めるものである。

(2) 第2条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第2条第2項の委任に基づき、資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）の上限額を百万円と定めるものである。

2. 前払式支払手段

(1) 第3条関係

資金決済法第3条第4項の委任に基づき、自家型前払式支払手段の発行者との密接な関係の内容を定めるものである。

(2) 第4条関係

資金決済法第4条の委任に基づき、乗車券、入場券等の適用除外となる前払式支払手段を定めるものである。

(3) 第5条関係

資金決済法第10条第1項第2号の委任に基づき、第三者型発行者の登録拒否事由となる純資産額の金額等を定めるものである。

(4) 第6条関係

資金決済法第14条第1項の委任に基づき、自家型発行者の届出基準額及び前払式支払手段発行者の供託基準額を千万円と定めるものである。

(5) 第7条・第8条関係

資金決済法第15条の委任に基づき、発行保証金保全契約の内容となるべき事項及び発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等を定めるものである。

(6) 第9条関係

資金決済法第18条の委任に基づき、発行保証金を取り戻すことができ

る場合とその額及び取戻手続等を定めるものである。

(7) 第10条・第11条関係

資金決済法第31条の委任に基づき、権利実行事務代行者となる資格を有する者及び発行保証金に係る権利の実行の手続の内容等を定めるものである。

(8) 第12条関係

資金決済法第35条の委任に基づき、供託義務が免除される銀行等の要件及びその他の者を定めるものである。

3. 資金移動

(1) 第13条関係

資金決済法第40条第1項第10号ホの委任に基づき、資金移動業者の取締役等の欠格事由を定めるものである。

(2) 第14条関係

資金決済法第43条第2項の委任に基づき、資金移動業者が保全すべき最低要履行保証額を千万円と定めるものである。

(3) 第15条・第16条関係

資金決済法第44条の委任に基づき、履行保証金保全契約の内容となるべき事項及び履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等を定めるものである。

(4) 第17条関係

資金決済法第47条の委任に基づき、履行保証金を取り戻すことができる場合とその額及び取戻手続等を定めるものである。

(5) 第18条・第19条関係

資金決済法第59条の委任に基づき、権利実行事務代行者となる資格を有する者及び履行保証金に係る権利の実行の手続の内容等を定めるものである。

(6) 第20条関係

資金決済法第61条第6項及び第7項の委任に基づき、資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替えを定めるものである。

4. 資金清算

(1) 第21条関係

資金決済法第66条第2項第4号ホの委任に基づき、資金清算機関の取締役等の欠格事由を定めるものである。

(2) 第22条関係

資金決済法第68条第2項の委任に基づき、資金清算機関の剰余金の配当に係る最低純資産額を20億円と定めるものである。

5. 認定資金決済事業者協会（第23条関係）

資金決済法第87条の委任に基づき、認定資金決済事業者協会の認定を受けるための申請書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

6. 指定紛争解決機関

(1) 第24条関係

資金決済法第99条第1項第2号及び第4号ニ並びに第101条第1項の規定により読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第52条の66及び第52条の83第3項の委任に基づき、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務委託ができる他の法律の規定による指定を受けた者として、指定紛争解決制度が創設された全ての法律上の指定を定めるものである。

(2) 第25条関係

資金決済法第99条第1項第8号の委任に基づき、紛争解決機関に係る指定の要件として、業務規程に異議を有する資金移動業者の割合を1/3以下とする旨を定めるものである。

(3) 第26条関係

準用銀行法第52条の77の委任に基づき、名称の使用制限の適用除外となる者として、指定紛争解決制度が創設された全ての法律上の指定を受けた者を定めるものである。

7. 雑則（第27条～第29条関係）

資金決済法第104条の委任に基づき、内閣総理大臣の権限のうち金融庁

長官に委任しないもの及び財務局長又は財務支局長に委任する権限の内容等について定めるものである。

8. 附則

その他、この施行令の施行に伴い、施行期日、前払式証票の規制等に関する法律施行令の廃止を定めるほか、所要の経過措置や関係施行令の改正等の整備を行うものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日